



第 5 章 鞍手町国土強靱化地域計画

令和 2 年 11 月策定

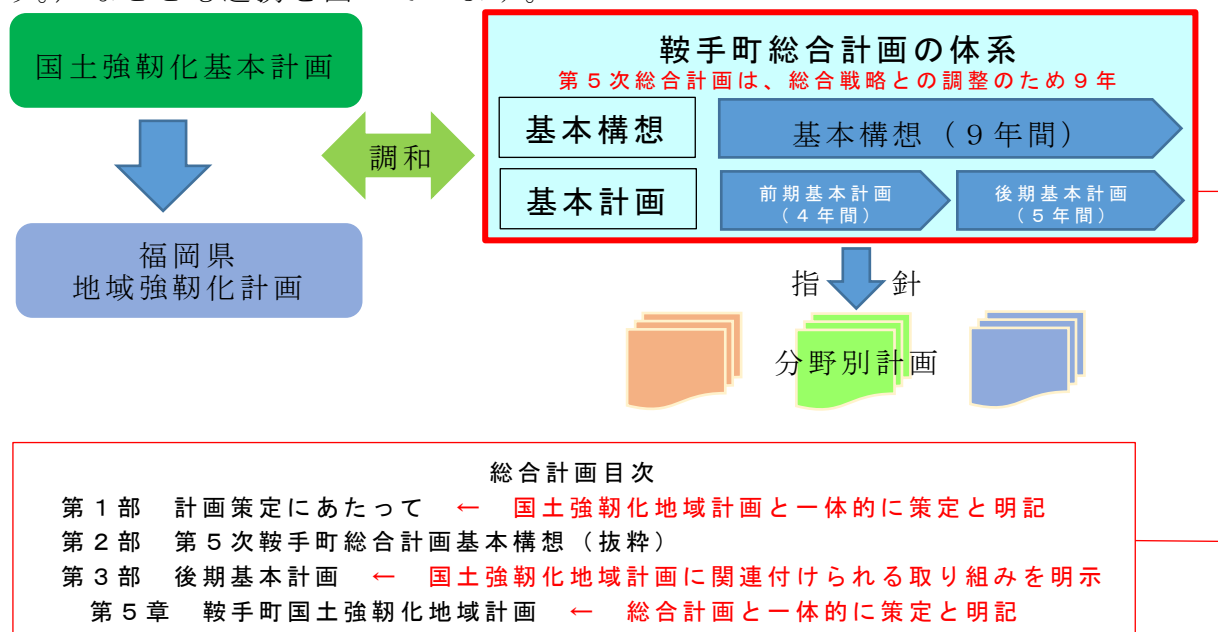
1. 計画策定の趣旨

東日本大震災以降、平成28年（2016年）4月の熊本地震や、平成30年（2018年）7月の九州北部豪雨災害など、大規模な災害によって人命が失われ、社会・経済活動に大きな被害を受けています。そして今後も、近年の気候変動に伴う台風の大型化や短時間豪雨の発生頻度の増大、さらには首都直下地震や南海トラフ地震の発生も懸念されます。国においては、平成25年（2013年）12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年12月法律第95号）（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年（2014年）6月には国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が策定されました。また、福岡県においても平成28年（2016年）3月に「福岡県地域強靱化計画」を策定し、令和元年（2019年）6月に当該計画の改訂版を策定しています。こうした状況を踏まえ、本町においても国土強靱化の理念に照らし国、県との調和・整合を図りながら第5次鞍手町総合計画に掲げたまちの将来像「新たな力で躍動するまち くらて」～未来につながる希望の芽～の実現とともに「持続可能なまちづくり」に取り組むべき施策やその指標・目標を盛り込んだ「鞍手町国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を総合計画と一体的に策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定による「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る本町の他の計画等の指針となるものとして、本町の最上位計画である第5次鞍手町総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定にあわせて、一体的に策定をしました。

なお、災害対策基本法に基づく「鞍手町地域防災計画」（以下「防災計画」という。）などとも連携を図っています。



3. 策定体制

総合計画と一体的に策定するため、副町長及び各課局の課長で構成する「総合計画策定委員会」において、策定作業を進めることとしました。併せて、課長補佐・係長以下で構成するプロジェクトチームによる調整、研究を行いました。

また、各種施策、国土強靱化に関連する施策分野等について識見を有する有識者や企業・団体、議会議員等で構成する「鞍手町総合計画審議会」において意見を聴取し、計画に適切に反映させました。

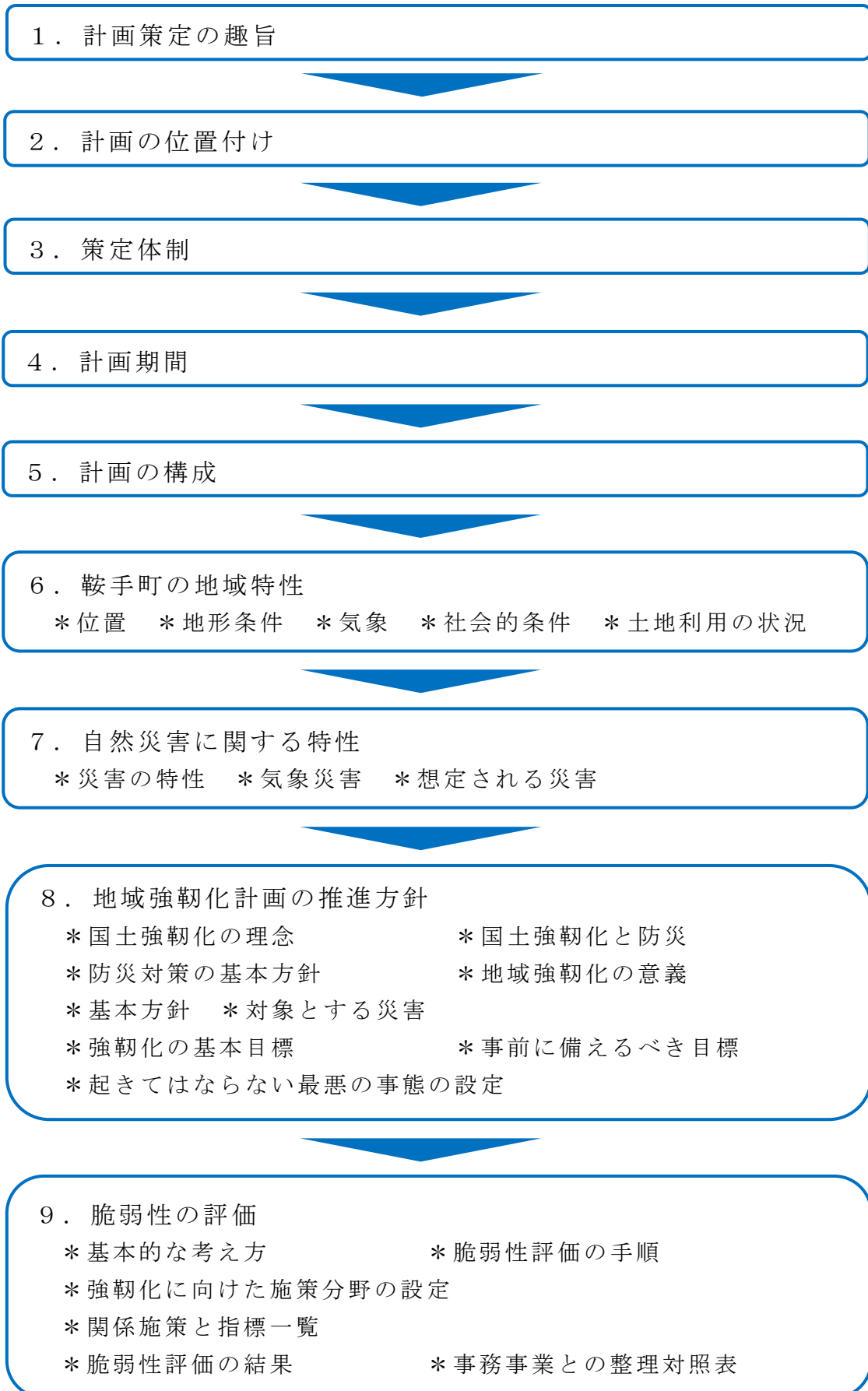
4. 計画期間

計画の内容は、社会経済情勢等の変化や国土強靱化地域計画の進捗状況などを考慮し、第5次総合計画と一体的に策定をしていることから5年ごとに見直しを行うこととします。

また、国土強靱化地域計画は、総合計画と一体的に策定する行財政改革と総合戦略と整合性を保つため、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

年 度	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
総合計画		第 5 次基本構想								
		前期基本計画								
国土強靱化 地域計画										
行財政改革		第 6 次行財政改革					第 7 次行財政改革			
総合戦略		第 1 期戦略					第 2 期戦略			

5. 計画の構成



6. 鞍手町の地域特性

(1) 位置

鞍手町は福岡県の北部に位置し、東経 130° 38′ ～130° 42′、北緯 33° 44′ ～33° 49′ の範囲内にあり、福岡市と北九州市のほぼ中間にあります。東は直方市及び遠賀川を隔てて北九州市八幡西区に接し、北は遠賀町と中間市、南は直方市と宮若市が六ヶ岳山系の稜線を境とし、西に西山山系を界して宮若市と宗像市に連なっています。

東西の距離 6.5 km、南北 9.0 kmと南北にやや細長く、総面積は 35.6 km²です。

(2) 地形条件

鞍手町南部の六ヶ岳(339m)山系が南東に走り、南部には山丘が連なっています。この山林丘陵を水源とする西川が町のほぼ中央を南から北へ貫流し、町の東端を流れる遠賀川に河口附近の芦屋町で合流しています。この西川と遠賀川に沿って沖積平野が拓けています。

(3) 気象

本町は、日本海型気候区に属していますが、年間平均気温は 15.7℃と比較的温暖であり、年間降水量も 1,767mmで、そのほとんどが梅雨期や台風期の降雨に集中しています。冬期は冷たい北西の季節風が強く、年平均降雪日数は 17 日と少なく、生活しやすい地域です。

(4) 社会的条件

本町は、市町村合併促進法に基づき、昭和 30 年(1955 年)1 月に剣町、西川村、古月村の 1 町 2 村が合併し、鞍手町として発足しました。

本町は、もともと石炭産業を基盤として栄えた町でしたが、昭和 30 年代(1955 年代)の後半、高度経済成長期に石炭から石油へエネルギー転換政策が進行し、炭鉱の閉山が相次ぎ、町は大きな打撃を受けました。このため、昭和 30 年(1955 年)に 30,794 人であった人口も昭和 50 年(1975 年)には 18,045 人まで減少し、企業誘致や住宅の誘致、農業の振興などに取り組んできた結果、昭和 60 年(1985 年)から平成 7 年(1995 年)までの間は、20,000 人強の人口を維持することができました。しかし、平成 7 年(1995 年)以降は、5 年間に年間 1,000 人ずつのペースで減少しており、平成 27 年(2015 年)の国勢調査では、16,007 人と人口減少に歯止めがかからない状況となっています。

昭和 62 年(1987 年)7 月、町の東部に J R 筑豊本線の駅として鞍手駅が開業しました。J R 筑豊本線は平成 13 年(2001 年)10 月に電化し、よりいっそう利便性が増すとともに、「福北ゆたか線」の愛称で住民に親しまれています。

さらに町の南部を九州自動車道が横断、北九州市と福岡市を結ぶ高速バス(直方市)や直方市から遠賀町、宗像市への市町間を跨ぐ路線バス(西鉄バス)が運

行しており、比較的交通アクセスに恵まれた町でもあります。また、平成 23 年（2011 年）2 月に鞍手 I C、平成 27 年（2015 年）3 月に遠賀川渡河橋「北九鞍手夢大橋」が開通するなど、広域道路網や町内幹線道路、生活道路の整備が進み、町民の日常生活の利便性が向上しています。

公共交通基盤の充実により人々の交流や企業活動などの社会経済活動も活発化していますが、土地利用の区分けが道路網と調和していない部分もあり、今後の開発などに支障をきたすことが予想されます。

（５）土地利用の状況

土地利用の変遷は、町の活性化対策として企業の誘致、住宅の誘致を推進したこともあり、農地、原野が減少し、宅地が増加しています。一方、人口減少に伴い空家が増加しているのも現状です。

現在、本町においては、都市計画マスタープランにおいて土地利用構想を掲げています。今後も人口減少や少子高齢化が進むことを想定し、コンパクトで環境負荷の小さな持続可能なまちの形成に取り組みつつ、だれもが安全で快適な生活を送ることができるまちづくりを目指しています。また、農地や山林等は基本的に保全していきながら、必要に応じて周辺との調和に配慮し、有効活用を図っていくこととしています。

土地利用を「都市形成ゾーン」「新産業ゾーン」「田園集落ゾーン」「山林保全ゾーン」の４つに区分し、有効利用を進めており、総合計画において、まちなかを有効活用するコンパクトなまちづくりを目指しています。

さらに、居住機能や商業、医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画である「立地適正化計画」を策定し、公共交通と連携して、コンパクトなまちづくり（コンパクト＋ネットワーク）を推進していくこととしています。

７．自然災害に関する特性

（１）災害の特性

本町は、これまで梅雨前線の活動による大雨と台風等により被害を受けてきました。特に昭和 28 年（1953 年）6 月、昭和 34 年（1959 年）7 月、昭和 46 年（1971 年）、昭和 53 年（1978 年）9 月の災害については、災害救助法の適用を受ける大きな被害を受けました。これは、本町の地形上の特性である石炭採掘に起因にする平地部の地盤沈下によって、水路等から河川への自然排水が困難となり、排水機による強制排水を行わなくてはならなかったため、排水機的能力と降雨強度の関係から家屋、農地への浸水、冠水が避けられなかったことに原因があります。近年は、家屋、農地の地盤の嵩上を行ったことや排水機の改修を行ったことで浸冠水の恐れは少なくなりましたが、断続的な大雨や集中豪雨による自然排水は、不十分であり、今後も防災上十分な配慮が必要となります。

(2) 気象災害

ア 台風による災害

台風の年間発生数は、昭和 56 年（1981 年）から平成 22 年（2010 年）までの 30 年間を平均すると 25.6 個となっています。

このうち福岡県を含む九州北部地方への接近・上陸の年平均値は 3.2 個です。なお、直近の平成 28 年（2016 年）から平成 30 年（2018 年）の 3 年間の平均値は 27.3 個、九州北部においては、5 個となっています。

台風は、7 月から 9 月を中心として、福岡県に接近・上陸しますが、秋に接近・上陸する台風は大型が多く、また、梅雨期や秋雨期など福岡県付近に停滞しているときに台風が南海上にある場合は、台風周辺の暖かく湿った空気が流入し、前線が活発化し、大雨による災害の危険性が増す恐れがあります。

イ 台風による強風害

台風の周辺では、反時計回りの強い風が吹いており、中心付近が最も強い。ため、台風が接近すると強風によって建造物の倒壊や倒木を引き起こしたり、鉄道、航空機の運航等の公共交通に著しい影響を与えます。

ウ 台風による水害

台風は、強風とともに大雨をもたらします。激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害等を発生させる恐れがあります。

エ 大雨による災害

一般に降り始めからの降水量が 100mm を超えるときや 1 時間に 30mm を超す激しい雨が降ると、中小河川の増水やはん濫、低地の浸水などが発生し、床上・床下浸水や交通障害などが起こりやすくなります。また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害が発生する恐れもあります。

降り始めから降雨量が 200mm を超えたときや 1 時間に 50mm を超す非常に激しい雨が降る場合は、大きな土砂災害の発生する危険性が高まり、厳重に警戒する必要があります。

福岡県における最も大きな大雨災害は、286 名の死者・行方不明者を出した昭和 28 年（1953 年）6 月 28 日の梅雨前線による大雨災害（西日本大水害）ですが、近年でも平成 2 年（1990 年）、平成 11 年（1999 年）、平成 21 年（2009 年）、平成 24 年（2012 年）、平成 29 年（2017 年）、平成 30 年（2018 年）と大雨、豪雨による被害が発生しました。

特に「平成 30 年 7 月豪雨」は、台風 7 号や梅雨前線の影響によって西日本を中心に広い範囲で数日間大雨が続き 1 府 10 県に特別警報が発表されました。

下記は、近年の大雨による福岡県内の被害状況をまとめたものです。

期 日	被害状況		
	死者	行方不明	床上床下浸水
昭和 28 年（1953 年） 6 月 28 日	286 人		8,496 人
平成 2 年（1990 年） 6 月 28 日	4 人	—	8,496 人
平成 11 年（1999 年） 6 月 29 日	2 人	—	6,163 人
平成 15 年（2003 年） 7 月 18 日～21 日	1 人	—	6,961 人
平成 21 年（2009 年） 7 月 19 日～26 日	10 人	—	5,222 人
平成 24 年（2014 年） 7 月 3 日～14 日	5 人	—	5,763 人
平成 29 年（2017 年） 7 月 5 日～ 6 日	37 人	—	616 人
平成 30 年（2018 年） 6 月 28 日	4 人	—	3,246 人

福岡県における大雨の気象要因は、梅雨前線によるものがほとんどであり、①梅雨前線が対馬海峡又は九州北部付近にあり、梅雨前線上を次々に低気圧が通過するとき②梅雨前線が九州付近で南北にゆっくり移動を繰り返すとき、特に福岡県を南下するとき③福岡県付近に前線が停滞し、九州の南海上に台風や熱帯低気圧があるときに大雨が降ることが多いことが分かっています。また、本町の特徴として、筑後地方から筑豊地方の山沿いにかけては、暖かい湿った南西気流が流れ込みやすいため、大雨が降りやすい地形でもあります。

下記は、本町における近年の風水害による被害状況です。

期 日	住家被害状況							
	半壊		一部損壊		床上浸水		床下浸水	
	戸	人	戸	人	戸	人	戸	人
H17 年（2005 年） 3 月 20 日	0	0	1	1	0	0	0	0
H21 年（2009 年） 7 月 24 日～ 8 月 6 日	0	0	0	0	13	23	90	190
H30 年（2018 年） 7 月 5 日～17 日	0	0	0	0	1	1	64	131

オ 地震

福岡県北部で発生した被害地震としては、明治 31 年（1898 年）の糸島の地震（マグニチュード 6.0）がよく知られています。この地震は日向峠—小笠木峠断層帯に近い、福岡市の西方の浅いところで発生しました。1 日半後にはマグニチュード 5.8 の地震が発生し、被害は主に後者の地震で生じました。これらの地震による死者はいませんでした。負傷者 3 名、家屋の破損、道路や堤防の破損が多数発生しました。

被害の程度から震源域付近（糸島半島）では震度 5 相当で、一部地域では震度 6 相当の揺れであったと推定されます。この地震が日向峠—小笠木峠断層帯の一部の活動であるかはまだわかっていません。さらに昭和 4 年（1929

年)には博多湾付近でマグニチュード5.1、昭和5年(1930年)には糸島郡の雷山付近でマグニチュード5.0の地震が発生し、震源域付近で小被害が生じました。最近では、平成17年(2005年)に福岡県西方沖(当時の震央地名、現在の震央地名は「福岡県北西沖」)の地震(マグニチュード7.0)が発生しました。なお、福岡県西方沖(福岡県北西沖)の地震により、気象庁で震度データベースが整理されており、昭和元年(1926年)以降では、初めて福岡県内で震度5以上の揺れが観測されました。この地震の後には現在でも小さい余震が発生しています。

また、平成28年(2016年)4月の熊本地震では、マグニチュード7.3の地震が発生し、最大震度5強を観測しています。

発生時期	地域(名称)	マグニチュード	県内の主な被害
天武7年(678年)	筑紫	6.5~7.5	家屋倒壊多く、幅2丈、長さ3千余丈の地割れが生じた
宝永4年(1707年)10月	(宝永地震)	8.6	(南海トラフ巨大地震)筑後でも死者・家屋全壊があった
弘化4年(1847年)1月	筑後	5.9	柳川で家屋倒壊あり
安政元年(1854年)12月	(安政南海地震)	8.4	(安政東海地震の32時間後に発生、二つの地震の被害や、津波被害と区別困難)
安政元年(1854年)12月	伊予西部	7.4	小倉で家屋倒壊あり
明治22年(1889年)7月	熊本	6.3	柳川付近で家屋倒壊60棟余
明治31年(1898年)8月	福岡市付近	6.0	負傷者3人。糸島郡で家屋全壊7棟
平成17年(2005年)3月	福岡県西方沖	7.0	死者1人、負傷者1,204人、家屋全壊144棟
平成28年(2016年)4月	熊本県熊本地方	7.3	福岡県南部で最大震度5強。熊本県において死者204人(平成29年(2017年)2月28日現在)

▲福岡県の地震災害(出典:鞍手町地域防災計画)

（３）想定される災害

■水害危険箇所

本町には、国土交通省遠賀川河川事務所管理の一級河川遠賀川と県管理の遠賀川支川西川、さらにその支川北田川、南田川、長谷川があり、また、普通河川として白水川、室木川、六田川の３河川があります。

県管理河川の西川については、現在「遠賀川下流左岸圏域河川整備計画」に基づき太郎丸橋より上流の河川改修を進めています。

西川は緩流河川のため土砂が堆積して河積を小さくし、流下能力を低下させ、越水の危険が考えられます。また、西川堤内地は石炭採掘によって地盤が沈下し、低地化したため自然排水が困難であり、現在８箇所の排水機場から強制的に機械排水による浸水害を防除していますが、排水機の運転により河川の水位が上昇し、越水の危険があるので、フル可動出来ない場合も生じています。

このため堤内地においては、家屋、農地の地盤嵩上げ等の対策工事が行われましたが、今後も浸水害が想定されます。

また、豪雨時の不安要素のひとつである六田川については、本町の地理的特性から被害が広範囲に及ぶことが予想されるため、流下能力が不足しているものを中心に対策を講じる必要があります。

近年、本町は、北九鞍手夢大橋から鞍手ＩＣまでの道路整備が進んだことで、交通アクセスが向上し、第５次総合計画基本構想においては、交通アクセスの利便性を最大限活かしたコンパクトなまちづくりを進め、「まちなか」を有効に活用していくこととしており、このルート上に公共施設や教育施設、医療機関及び商業施設などさまざまな都市機能を集約したコンパクトなまちづくりを推進しています。

しかし、本町を縦断する西川や六田川、また、東北端は遠賀川と接していることから河川による災害リスクを想定し、自然災害から町民の生命と財産を守り、町民の安全性を高めるための対応策が必要になってきます。

下記は、水防箇所として管理者が指定（Ｂランク：水防上重要な区間）している箇所です。

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長	理由
遠賀川（堤防） 【国土交通省】	小牧地先	左	11/850～13/140	1,290m	堤防高不足 【流下断面不足】 流下能力
西川（河川） 【福岡県】	新北	左右	小木橋～五反田橋	2,400m	越水
南田川（河川） 【福岡県】	新延	左	西川合流点より上流	200m	越水
六田川 【鞍手町】	中山	左右	西川合流点より上流	3,000m	溢水

▲管理者が重要水防箇所河川として指定されている箇所（出典：鞍手町地域防災計画）

■ 将来県内に影響を及ぼす地震

県内にある主な活断層と被害を及ぼす海溝型地震の主要な活断層は、北九州市と福岡市の中に位置する西山断層帯と、県南部で東西方向に延びる水縄断層帯があります。また、玄海灘から福岡平野にかけて警固断層帯が伸びています。

福岡県周辺には海溝型地震の震源域はありませんが、南海トラフ沿いの巨大地震で被害を受ける可能性もあります。

県内の多くの地域では、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率はやや高いと推定されています。中でも、瀬戸内海沿岸の地域では、安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内で発生する地震やフィリピン海プレートで発生する地震の影響、博多湾沿岸の地域では警固断層帯による地震の影響が大きく、さらに各地域でのやや軟弱な地盤の影響により、強い揺れに見舞われる可能性が高くなっています。

■ 福岡県内の主な活断層

現在、県内において確認されている活断層は 7 つあります。



活断層名
警固断層帯（北西部）
警固断層帯（南東部）
小倉東断層
福智山断層帯
西山断層帯
水縄断層帯
宇美断層
日向峠-小笠木峠断層帯

▲ 福岡県内で確認されている活断層

被害想定結果（出典：鞍手町地域防災計画）

地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）における被害想定結果（鞍手町）

■人的被害の想定結果

	小倉東断層			西山断層			警固断層			水縄断層		
	南西 下部	中央 下部	北東 下部	南西 下部	中央 下部	北東 下部	南西 下部	中央 下部	北東 下部	南西 下部	中央 下部	北東 下部
死者	0	1	0	5	7	5	0	0	0	0	0	0
負傷者	0	89	53	302	354	290	20	64	0	0	0	0

■建物被害の想定結果【西山断層（破壊開始：中央下部）】

木造被害数(棟)		非木造被害数(棟)										合計(棟)		木造建築		非木造建物	
全壊	半壊	SRC造・RC造		S造		軽量鉄鋼造		その他		小計		全壊 大破	半壊 中破	被害率(%)		被害率(%)	
		大破	中破	大破	中破	大破	中破	大破	中破	大破	中破			全壊	半壊	大破	中破
120	157	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	120	158	1.3%	1.7%	0.0%	0.0%

■生活支障の想定結果【西山断層】

居住の 制 約	世帯数	南東下部		中央下部		北西下部	
		制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)
	7,507	2,947	39.3%	6,781	90.3%	2,731	36.4%
食料・ 飲料水 の制約	世帯数	南東下部		中央下部		北西下部	
		制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)
	7,507	2,902	38.7%	6,772	90.2%	2,687	35.8%
電気の 制約	契約口数 (世帯)	南東下部		中央下部		北西下部	
		制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)
	13,841	0	0.0%	1,087	7.9%	0	0.0%
情報通信 の制約	需要家数 (家数)	南東下部		中央下部		北西下部	
		制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)
	11,752	0	0.0%	98	0.8%	0	0.0%
教育の 制約	施設数 (箇所)	南東下部		中央下部		北西下部	
		制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)	制約世帯数(世帯)	制約率(%)
	7	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

■ライフライン被害の想定結果【西山断層】

上水道 管被害	南東下部		中央下部		北西下部	
	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)
	27	0.19%	63	0.45%	25	0.18%
下水道 管被害	南東下部		中央下部		北西下部	
	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)	被害数(箇所)	被害率(箇所/km)
	1	0.02%	5	0.12%	1	0.02%
電力(電 柱)被害	南東下部		中央下部		北西下部	
	被害本数(本)	被害率(%)	被害本数(本)	被害率(%)	被害本数(本)	被害率(%)
	1	0.02%	3	0.07%	0	0.0%
電話 (電話柱) 被害	南東下部		中央下部		北西下部	
	被害本数(本)	被害率(%)	被害本数(本)	被害率(%)	被害本数(本)	被害率(%)
	0	0.00%	2	0.07%	0	0.0%

8. 地域強靱化の推進方針

(1) 国土強靱化の理念

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり施策や産業施策等を含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり、地域づくりを推進するものです。

(2) 国土強靱化と防災

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点では共通しますが、以下のような違いがあります。

防災は、基本的には地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」で、リスクごとに計画が立てられています。

国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるように「強靱」な行政機能や地域社会及び地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

(3) 防災対策の基本方針

本町においては、災害に強いまちづくりに向け、自然災害による人的災害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、「自助」「共助」「公助」が必要であり、この「三助」に基づき防災ビジョンを掲げました。

また、以下に示す3つの基本方針に沿って防災対策を展開することとしています。

鞍手町防災対策に関する3つの基本方針

- ①災害に強いまちづくり
- ②要配慮者に配慮した防災体制づくり
- ③コミュニティ防災力の向上

(4) 地域強靱化の意義

本町は、北部及び北東部は沖積層からなる平坦地で、東北端は遠賀川に接しています。中央部を貫流する西川は非常に勾配が緩やかであり、平坦地の大半は石炭採掘に伴う地盤沈下によって低地化している地勢を有しており、水害、地震及び土砂災害などさまざまな災害が起こりうることを想定し、地域強靱化を推進しなければなりません。

また、国全体の強靱化を推進するためには、それぞれの地域がその特性を踏まえて主体的に地域強靱化へ取り組むとともに災害リスクに対応していくことが不可欠です。また、福岡県及び近隣の自治体とも連携を促進し、地域間連携を強化し、地方創生にも寄与していきます。

（５）基本方針

国及び福岡県の基本計画との調和を図る観点から国の「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」及び福岡県の「地域強靱化を推進する上での基本的な方針」に準じることとした上で、本町の特性を踏まえ、特に以下の点に留意して地域強靱化を推進します。

①強靱化の取り組み姿勢

- 横断的な推進体制……地域強靱化計画は、町民や関係機関との官民協働により進めるとともに、庁内課局の横断的な推進体制を図り推進していきます。
- 評価・検証……年度ごとに所管課においてPDCAサイクルによる検証を行います。随時、見直し、改善を行っていきます。
- 代替性・冗長性の確保……道路・橋梁などのインフラ施設、町民への情報伝達手段など、被災した場合に影響の大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性、冗長性の確保に努めます。
- 平常時の有効活用を踏まえた対策……景観（空家含む）の改善と災害時の倒壊リスクの回避に有効な取り組みの対策に努めます。

②取り組みの効果的な組み合わせ

- ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ……防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、短期間で一定の効果を得ることができる避難訓練等のソフト事業と組み合わせ効果的に施策を実施していきます。
- 連携の強化……福岡県はもとより、近隣自治体との広域連携も重要であることから、災害時の応援態勢の実効性についても確保に努めます。
- 「自助」「共助」「公助」の適切な組み合わせと官民の連携……地域強靱化を効果的に実施するため、行政による支援のみならず、「自助」、「共助」「公助」の仕組みを確立し、役割分担を明確にし、一体的に取り組めます。

③地域の特性に応じた施策の推進

- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽対策）
公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、個別施設計画及び公共施設等総合管理計画の見直しや耐震化を含む長寿命化計画の改定等を通じ、効率的かつ効果的な維持更新及び管理を行います。
- 自主防災組織の充実・強化……自主防災組織によるコミュニティ機能の向上を図り、各地域において防災の取り組みを推進するリーダー等の育成・確保に努め、地域強靱化に取り組めます。
- 女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮
災害時にすべての町民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員、区長など、町民の避難に携わる人材の確保に留意し、要配慮者や障がいのある人へのきめ細かな対策を講じます。

【参考】国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」

（出典：国土強靱化基本計画）

（１）国土強靱化の取組姿勢

- ①我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ②短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システムの視点をもち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

（２）適切な施策の組み合わせ

- ⑥災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、地方公共団体）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

- ⑨人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を削減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

【参考】福岡県の地域強靱化を推進する上での基本的な方針

(出典：福岡県地域強靱化計画)

1 強靱化の取組姿勢

○PDCAサイクルの実施

地域強靱化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害はいつ起こるとも知れないことから、短期的な視点に基づきPDCAサイクル(Plan-Do-Check-Action)による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

○「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域強靱化の取組を通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図る。

○代替性・冗長性の確保

防潮堤や橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努める。

特に、県防災・行政情報通信ネットワークの再整備に当たっては、このような考え方を踏まえて取り組むことで、より確実で迅速な情報通信網の構築を図る。

○国全体の強靱化への貢献

東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を促進する。

・首都圏のバックアップ機能の強化

首都圏には政府関係機関や企業の中核機能が集中しており、首都直下型地震が発生した場合には、被災の影響で、首都圏のみならず国全体の社会経済が麻痺する恐れがある。

このような事態を回避するため、国の出先機関や指定公共機関の本社が集積し、迅速な情報共有・発信が可能であり、かつ、陸海空の要衝として優れた交通基盤を有しているという本県の特性を踏まえ、政府関係機関の誘致等を促進することで、首都圏のバックアップ機能の強化を図る。

・他地域での大規模災害時に本県に求められる対応は、被災県に対する人員の派遣、物資の提供、避難者の受入であり、被災地域からの支援要請を踏まえ、具体的な検討を進める。

○平常時の有効活用を踏まえた対策

景観の改善と災害時の倒壊リスクの回避に有効な無電柱化の取組や、安定的な電力供給と非常用電源としての活用を兼ね備えた再生可能エネルギーの導入などのように、災害時のみならず平常時の活用も念頭においた対策となるよう工夫する。

○市町村への支援

市町村の国土強靱化地域計画の策定の加速化や実施への支援の強化を図る。

2 取組の効果的な組み合わせ

○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

○各主体との連携の強化

県内市町村との連携はもとより、国や他県との広域連携も重要であることから、平常時から訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

○「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援(公助)のみならず、自分の身は自分で守ること(自助)や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOで協力して助け合うこと(共助)が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官(国、県、市町村等)と民(住民、コミュニティ、事業者等)が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

3 地域の特性に応じた施策の推進

○施設等の効率的かつ効果的な維持管理(社会資本の老朽化対策)

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行う。

○地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人の絆を重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化(防災)を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靱化を社会全体の取組として推進する。

○女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮

災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員など、地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。

また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取組を含め、十分な配慮を行う。

せ

（６）対象とする災害

近年、本町が被った災害としては、平成 21 年（2009 年）7 月 19 日から 26 日にかけて発生した「平成 21 年中国・九州北部豪雨」や平成 30 年（2018 年）6 月 28 日以降の台風第 7 号や梅雨前線の影響によって記録的な大雨となった「平成 30 年 7 月豪雨」や「平成 28 年熊本地震」等を想定し、まずは、広範囲に甚大な被害が生じる自然災害を対象とします。

（７）強靱化の基本目標

国及び福岡県が掲げる「基本目標」を踏まえ、本町の「基本目標」を以下のとおり設定し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進していきます。

基本目標

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

（８）事前に備えるべき目標

基本目標をより具体化するために、8 つの目標を設定しリスクシナリオを明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき目標を設定します。

事前に備えるべき 8 つの目標

- 1 死傷者を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者の健康、避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 ライフラインの確保と交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期の復旧を図る
- 6 経済活動を機能不全に陥らせない
- 7 二次災害を発生させない
- 8 社会・経済活動が迅速な再建・回復ができるよう条件整備する

（９）起きてはならない最悪の事態の設定

「国土強靱化計画」及び「福岡県地域強靱化計画」との調和を図り、事前に備えるべき８つの目標を設定し、20項目の起きてはならない最悪の事態を本町の特性を踏まえ設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	死傷者を最大限防ぐ	1-1	自然災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生
		1-2	火災や地震等に起因する建築物の倒壊による死傷者の発生
		1-3	河川氾濫に起因する浸水による死傷者の発生
		1-4	土砂災害による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者の健康、避難生活環境を確実に確保する	2-1	医療・福祉機能の麻痺
		2-2	救助・救急活動の停滞
		2-3	地域の衛生状態が悪化
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町職員、施設等の被災による行政機能の低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信の麻痺・長期停止による災害・防災情報の伝達不能
5	ライフラインの確保と交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期の復旧を図る	5-1	電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止
		5-2	上・下水道等の長期間にわたる供給・機能停止
		5-3	交通インフラの長期にわたる機能停止
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	農業、企業の生産力の低下
		6-2	食料等の安定供給の停滞
7	二次災害を発生させない	7-1	ため池、蓄積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済活動が迅速な再建・回復ができるよう条件整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-3	文化財の衰退・喪失
		8-4	地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ

9. 脆弱性の評価

(1) 基本的な考え方

大規模な自然災害に対応する脆弱性の分析・評価は、現行の施策の弱い部分を洗い出す重要なプロセスです。

本町では、国及び福岡県が示す評価手法を参考に、脆弱性の分析・評価を実施しました。

(2) 脆弱性評価の手順

20の起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）ごとに、次の手順で分析・評価を実施しました。

強靱化に向けた施策分野の設定

リスクシナリオごとに第5次鞍手町総合計画後期基本計画の事務事業と合わせて鞍手町地域防災計画での取り組みから関連する個別の事業を抽出

脆弱性の分析・評価

地域の強靱化を進めるうえで、リスクシナリオを回避するための脆弱性評価を実施

強靱化のために必要な取り組みの検討

リスクシナリオごとの強靱化の推進方針を設定

（３）強靱化に向けた施策分野の設定

起きてはならない最悪の事態を回避するための必要な施策分野は、下記の施策分野を設定しました。

また、本計画を策定するにあたっては、国土強靱化地域計画に関連付けた第5次鞍手町総合計画後期基本計画の事務事業と合わせて鞍手町地域防災計画での取り組みから関連する個別の事業を抽出して、課題の整理を行いました。

施策分野の設定（第5次総合計画後期基本計画より抽出）

第1章 まちに賑わいを

- 基本施策1 都市計画 土地利用 公共交通 公共施設
- 基本施策2 道路 河川 橋梁 公園
- 基本施策3 上水道 下水道 し尿
- 基本施策4 廃棄物 環境 公害 森林
- 基本施策5 移住定住 空家対策 町営住宅
- 基本施策6 防災 消防 交通安全 地域コミュニティ

第2章 ひとに輝きを

- 基本施策7 子育て支援 保育 母子保健
- 基本施策8 学校教育 学校給食
- 基本施策9 スポーツ振興 生涯学習 家庭教育 青少年育成
公民館 図書 文化振興
- 基本施策10 文化財保存 普及・啓発 地域学習支援
- 基本施策11 人権教育 男女共同参画 被害者支援
- 基本施策12 保健事業 健康増進 福祉 障がい福祉
高齢者福祉
- 基本施策13 食育

第3章 しごとの創出を

- 基本施策14 農業基盤 保全管理 有効活用
- 基本施策15 経営基盤 創業 情報通信 企業誘致
- 基本施策16 観光

第4章 まちの魅力を全国に

- 基本施策17 情報発信



自然豊かな鞍手町のカラー（緑）と防災カラー（黄）を配色した「盾」に町章を配置し、強靱（強くてしなやかな）なまちを作ることを表したロゴマークです。

（４）関係施策と指標一覧

脆弱性の発生を回避するための施策をリスクシナリオごとに位置付け、推進方策を次のとおりとします。

1 死傷者を最大限防ぐ			
関係事務事業（指標）	現在値（H30）	目標値（R6）	所管課
1-1 自然災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生			
快適に利用できる公園の維持管理（維持管理）	随時	随時	建設課
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）	随時	随時	総務課
自主防災組織支援事業（共助の強化）	随時	随時	総務課
避難訓練の実施（避難訓練の実施回数）	1回／年	3回／年	総務課
情報提供の充実（多様な手段による情報提供）	随時提供	随時提供	福祉人権課
情報発信の強化（LINE登録者数）	未実施	1,000人	政策推進課
ハザードマップの作成	—	—	総務課
防災知識等の普及	—	—	総務課
ブロック塀、石垣の安全化	—	—	建設課
1-2 火災や地震等に起因する建造物の倒壊による死傷者の発生			
公共施設マネジメントの推進（個別施設計画の見直し）	策定済	改訂版の策定（令和2年度）	総務課 施設所管課
公共施設マネジメントの推進（総合管理計画の見直し）	策定済	改訂版の策定（令和3年度）	総務課
庁舎等建設事業（移転建替え）	庁舎等建設基本計画改訂版	新庁舎供用開始（令和5年度）	総務課
空家バンクの活用（移住件数）	1件	10件	政策推進課
特定空家対策事業（老朽危険家屋等解体補助等または代執行）	4件 （令和元年度）	随時受付	総務課
町営住宅等維持補修事業（計画に基づき随時、維持補修）	随時	随時	建設課
地域防災計画の推進【再掲】	随時	随時	総務課
空き店舗等活用促進事業（利活用された空き店舗等数）	未実施	12軒	地域振興課
1-3 河川の氾濫に起因する浸水による死傷者の発生			
六田川改修事業（治水対策）	随時	随時	建設課
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実【再掲】）	随時	随時	総務課
1-4 土砂災害による死傷者の発生			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実【再掲】）	随時	随時	総務課
土砂災害予防対策	—	—	

1 死傷者を最大限防ぐ		
推進方針	関連計画	ページ
1-1 自然災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生		
緊急避難場所となっている公園の機能を維持するため、安心して利用できるよう維持管理に努める	*★	24
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	*★	33
自助・共助・公助それぞれの役割を明確にし、地域の安全・安心の確保に努める	*	35
避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練を実施	*	35
障がいのある人への情報提供について、多様な手段を活用し情報を発信	*	61
ホームページ、SNSを活用し、タイムリーに情報を発信できる体制を整える	*	76
今後のまちづくりの方向性に伴い、ハザードマップの改訂版を作成	★	—
広報紙をはじめとする媒体を通じ、災害時の防災知識等の周知・啓発に努める	★	—
災害時には、ブロック塀の倒壊による道路遮断や人的被害の可能性があるため、ブロック塀の撤去や補強の必要性の啓発を行う	★	—
1-2 火災や地震等に起因する建造物の倒壊による死傷者の発生		
第7次行財政改革において、令和2年度に個別施設計画の改訂版を策定	*	21
第7次行財政改革において、令和3年度に公共施設等総合管理計画の改訂版を策定	*	21
安全安心な行政サービスを行うため庁舎等建設基本計画を策定し、移転建替を推進	*	21
利活用できる空家は関係機関と相談体制を構築し、空き家所有者と移住希望者をマッチングさせる相談会等を実施し、空家の解消に努める	*	31
老朽危険空き家等解体補助制度による危険家屋の除去を推進	*	31
点検の強化及び早期の管理・修繕により更新コストの削減を目指す	*	32
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	*★	33
空き店舗を活用した事業支援の推進	*	71
1-3 河川の氾濫に起因する浸水による死傷者の発生		
全区間にわたって流下能力が不足。住宅地から下流部の水田にかけて浸水被害が広がるため被害の軽減、解消に向けた対策を講じる	*	23
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	*★	33
1-4 土砂災害による死傷者の発生		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	*★	33
今後のまちづくりの方向性に伴い、ハザードマップの改訂版を作成	★	—

*は総合計画に、★は地域防災計画に位置付けているもの。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			
関係事務事業（指標）	現在値（H30）	目標値（R6）	所管課
2-1 医療・福祉機能の麻痺			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
災害協定及び関係機関との連携（連携の強化）	随時	随時	総務課
子育て支援事業（子育て支援策の満足度）	69.6%	90.0%	保険健康課
子育てサポート事業（子育て支援策の満足度）	69.6%	90.0%	保険健康課
高齢者の健康づくり（介護予防との一体化）事業（支援体制の整備）	未実施	支援体制の整備	保険健康課
重症化予防事業（特定健診受診者のHbA1C8.0以上の場合）	3.28%	2.0%以下	保険健康課
地域包括支援センターの充実（包括的・継続的マネジメントの推進）	随時	随時	福祉人権課
2-2 救助・救急活動の停滞			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
自主防災組織支援事業（共助の強化）【再掲】	随時	随時	総務課
避難訓練の実施【再掲】	1回／年	3回／年	総務課
消防団の充実・強化（団員数の確保）	151人	200人	総務課
2-3 地域の衛生状態の悪化			
安全・安心な上水道の供給（老朽管の残存率）	25.1%	30.0%以下	上下水道課
水道施設の維持管理（維持管理）	随時	随時	上下水道課
上水道の安定供給のための広域化（広域化の検討）	—	広域化の検討	上下水道課
汚水処理人口普及率の促進（普及率）	66.1%	75.0%	上下水道課
小型浄化槽設置の普及・促進（周知・啓発）	周知・啓発	周知・啓発	上下水道課
衛生センターのあり方（広域化の検討）	—	広域化の検討	農政環境課
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
下水道施設の耐震性の確保	随時	随時	上下水道課

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する		
推進方針	関連計画	ページ
2-1 医療・福祉機能の麻痺		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	* ★	33
平常時から危機管理体制の充実に努め、災害を想定した医療機関や民間事業者との連携強化を図る	*	33
子育て世代のサポートを行う環境整備の推進	*	45
子育て世代のサポートを行う環境整備の推進	*	45
いつまでも元気で住み慣れた地域で暮らし、健康寿命を延伸させる取り組みを推進	*	60
いつまでも元気で住み慣れた地域で暮らし、健康寿命を延伸させる取り組みを推進	*	60
いつまでも元気で住み慣れた地域で暮らし、健康寿命を延伸させる取り組みを推進	*	60
2-2 救助・救急活動の停滞		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	* ★	33
自助・共助・公助それぞれの役割を明確にし、地域の安全・安心の確保に努める	*	35
避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練を実施	*	35
住民の安全と安心を守る重要な役割を担っている消防団員の適正確保に努める	*	35
2-3 地域の衛生状態の悪化		
水道施設の現状を把握し、アセットマネジメントによる更新計画の策定	*	25
水道施設の現状を把握し、アセットマネジメントによる更新計画の策定	*	25
広域での連携を視野に入れ、安定した水道水の供給に取り組む	*	25
公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図り、下水道事業の独立採算の原則を踏まえ、計画的な公共下水道事業の推進に努める	*	26
下水道事業計画区域外の小型浄化槽の設置促進	*	26
建設から40年余りが経過し老朽化しているため、広域での汚水処理も視野に入れながら検討	*	26
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	* ★	33
汚水の迅速な排除が行えるよう下水道施設の設計、施工において耐震性の確保を推進	★	—

*は総合計画に、★は地域防災計画に位置付けているもの。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

関係事務事業（指標）	現在値（H30）	目標値（R6）	所管課
3-1 町職員、施設等の被災による行政機能の低下			
公共施設マネジメントの推進（個別施設計画の見直し）【再掲】	策定済	改訂版の策定（令和2年度）	総務課 施設所管課
公共施設マネジメントの推進（総合管理計画の見直し）【再掲】	策定済	改訂版の策定（令和3年度）	総務課
庁舎等建設事業（移転建替え）【再掲】	庁舎等建設基本計画改訂版	新庁舎供用開始（令和5年度）	総務課
衛生センターのあり方（広域化の検討）【再掲】	—	広域化の検討	農政環境課
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
小学校のあり方（基本方針（方向性）の策定）	未実施	基本方針策定	教育課
給食センターのあり方（基本方針（方向性）の策定）	未実施	基本方針策定	教育課
体育施設の充実（施設利用件数）	5,390件	5,600件	教育課
公民館施設の充実（年間利用者数）	47,935人	50,000人	教育課
防災知識の日常化と防災教育	—	—	総務課

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

関係事務事業（指標）	現在値（H30）	目標値（R6）	所管課
4-1 情報通信の麻痺・長期停止による災害・防災情報の伝達不能			
公共施設マネジメントの推進（個別施設計画の見直し）【再掲】	策定済	改訂版の策定（令和2年度）	総務課 施設所管課
公共施設マネジメントの推進（総合管理計画の見直し）【再掲】	策定済	改訂版の策定（令和3年度）	総務課
庁舎等建設事業（移転建替え）【再掲】	庁舎等建設基本計画改訂版	新庁舎供用開始（令和5年度）	総務課
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
防災行政用無線等を活用した情報発信（迅速で正確な情報発信）	随時	随時	総務課
情報提供の充実（多様な手段による情報提供）【再掲】	随時提供	随時提供	福祉人権課
地域の実情に応じた Society5.0 の推進（計画の策定）	未実施	計画の策定	総務課
情報発信の強化（LINE登録者数）【再掲】	未実施	1,000人	政策推進課

3 必要不可欠な行政機能は確保する		
推進方針	関連計画	ページ
3-1 町職員、施設等の被災による行政機能の低下		
第7次行財政改革において、令和2年度に個別施設計画の改訂版を策定	*	21
第7次行財政改革において、令和3年度に公共施設等総合管理計画の改訂版を策定	*	21
安全安心な行政サービスを行うため庁舎等建設基本計画を策定し、移転建替えを推進	*	21
建設から40年余りが経過し老朽化しているため、広域での汚水処理も視野に入れながら検討	*	26
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	*★	33
小学校は、災害時の防災の拠点でもあるため、人口減少や教育条件等さまざまな観点から小学校のあり方について検討	*	46
建設から50年が経過しており、衛生上の観点からも喫緊の課題であるため、今後のあり方について検討	*	46
快適・便利に利用できるよう効率的な施設の運営を進め、利用促進に努める	*	52
公民館活動の活性化を推進	*	54
広報等による周知・啓発を随時実施	★	—

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する		
推進方針	関連計画	ページ
4-1 情報通信の麻痺・長期停止による災害・防災情報の伝達不能		
第7次行財政改革において、令和2年度に個別施設計画の改訂版を策定	*	21
第7次行財政改革において、令和3年度に公共施設等総合管理計画の改訂版を策定	*	21
安全安心な行政サービスを行うため庁舎等建設基本計画を策定し、移転建替えを推進	*	21
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	*★	33
迅速で正確な情報発信の提供	*	35
障がいのある人への情報提供について、多様な手段を活用し情報を発信	*	61
地域課題を検証し、未来技術を活用した社会に取り組んでいくための計画の策定	*	76
ホームページ、SNSを活用し、タイムリーに情報を発信できる体制を整える	*	76

*は総合計画に、★は地域防災計画に位置付けているもの。

5 ライフラインの確保と交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期の復旧を図る			
関係事務事業（指標）	現在値（H30）	目標値（R6）	所管課
5-1 電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止			
公共施設マネジメントの推進（個別施設計画の見直し）【再掲】	策定済	改訂版の策定（令和2年度）	総務課 施設所管課
公共施設マネジメントの推進（総合管理計画の見直し）【再掲】	策定済	改訂版の策定（令和3年度）	総務課
庁舎等建設事業（移転建替え）【再掲】	庁舎等建設基本計画改訂版	新庁舎供用開始（令和5年度）	総務課
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
災害協定及び関係機関との連携（連携の強化）【再掲】	随時	随時	総務課
5-2 上・下水道等の長期期間にわたる供給停止			
安全・安心な上水道の供給（老朽管の残存率）【再掲】	25.1%	30.0%以下	上下水道課
水道施設の維持管理（維持管理）【再掲】	随時	随時	上下水道課
上水道の安定供給のための広域化（広域化の検討）【再掲】	—	広域化の検討	上下水道課
汚水処理人口普及率の促進（普及率）【再掲】	66.1%	75.0%	上下水道課
小型浄化槽設置の普及・促進（周知・啓発）【再掲】	周知・啓発	周知・啓発	上下水道課
衛生センターのあり方（広域化の検討）【再掲】	—	広域化の検討	農政環境課
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
下水道施設の耐震性の確保【再掲】	随時	随時	上下水道課
5-3 交通インフラの長期にわたる機能停止			
持続可能な地域公共交通体系の見直し（見直し時期）	随時見直し	随時見直し	地域振興課
道路舗装維持管理計画（管理計画の策定）	未実施	管理計画の策定（令和2年度）	建設課
橋梁の計画的な点検（令和6年度末までに182橋梁の点検）	平成30年度全橋梁点検	令和6年度末に全橋梁点検	建設課
主要幹線道路4路線の整備（進捗率）	26.0%／4路線	70.0%／4路線	建設課
交通安全施設等整備事業（施工箇所数）	14箇所	10箇所／年	建設課
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課

5 ライフラインの確保と交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期の復旧を図る		
推進方針	関連計画	ページ
5-1 電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止		
第7次行財政改革において、令和2年度に個別施設計画の改訂版を策定	*	21
第7次行財政改革において、令和3年度に公共施設等総合管理計画の改訂版を策定	*	21
安全安心な行政サービスを行うため庁舎等建設基本計画を策定し、移転建替を推進	*★	21
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	*	33
平常時から危機管理体制の充実に努め、災害を想定した医療機関や民間事業者との連携強化を図る	*	33
5-2 上・下水道等の長期期間にわたる供給停止		
水道施設の現状を把握し、アセットマネジメントによる更新計画の策定	*★	25
水道施設の現状を把握し、アセットマネジメントによる更新計画の策定	*	25
広域での連携を視野に入れ、安定した水道水の供給に取り組む	*	25
公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図り、下水道事業の独立採算の原則を踏まえ、計画的な公共下水道事業の推進に努める	*	26
下水道事業計画区域外の小型浄化槽の設置促進	*	26
建設から40年余りが経過し老朽化しているため、広域での汚水処理も視野に入れながら検討	*	26
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	*★	33
汚水の迅速な排除が行えるよう下水道施設の設計、施工においては、耐震性の確保を推進	★	—
5-3 交通インフラの長期にわたる機能停止		
コンパクトなまちづくりを推進し、利用者の移動ニーズに対応しながら、利用者の利便性を確保	*	18
路線等級のみならず、交通量、代替え路線の有無や費用対効果を考慮し、耐用年数の延長も検討	*	22
橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修・架け替えを実施し、必要に応じて修繕計画を見直す	*	22
福岡県や関係市町と連携して早期完成に向けて推進	*	22
通学路安全プログラムに基づく点検を実施し、優先順位をつけ整備	*	24
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	*★	33

*は総合計画に、★は地域防災計画に位置付けているもの。

6 経済活動を機能不全に陥らせない			
関係事務事業（指標）	現在値（H30）	目標値（R6）	所管課
6-1 農業、企業の生産力の低下			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
多面的機能支払交付金事業	12 組織	—	農政環境課
かんがい施設維持管理（適切な維持管理）	随時	随時	農政環境課
ため池等整備事業（維持管理）	随時	随時	建設課
中小企業振興の協力体制（役割と連携体制の検証）	未実施	令和6年度	地域振興課
空き店舗等活用促進事業（利活用された空き店舗等数）【再掲】	未実施	12 軒	地域振興課
6-2 食料等の安定供給の停滞			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
災害協定及び関係機関との連携（連携の強化）【再掲】	随時	随時	総務課

7 二次災害を発生させない			
関係事務事業（指標）	現在値（H30）	目標値（R6）	所管課
7-1 ため池、蓄積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
かんがい施設維持管理（適切な維持管理）【再掲】	随時	随時	農政環境課
ため池等整備事業（随時管理）【再掲】	随時	随時	建設課
7-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
荒廃森林整備事業（間伐面積）	120.39ha	130ha	農政環境課
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
多面的機能支払交付金事業【再掲】	12 組織	—	農政環境課

6 経済活動を機能不全に陥らせない		
推進方針	関連計画	ページ
6-1 農業、企業の生産力の低下		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	* ★	33
農業資源の適切な保全管理の推進	*	69
かんがい施設維持管理改修計画に基づき適切な維持管理に努める	* ★	69
ため池、パイプライン、揚排水機場の適切な維持管理に努める	* ★	69
行政、経済団体、金融機関等が一体となってそれぞれの役割を明確にし、地域経済の発展に取り組む	*	70
空き店舗を活用した事業支援の推進	*	71
6-2 食料等の安定供給の停滞		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	* ★	33
平常時から危機管理体制の充実に努め、災害を想定した医療機関や民間事業者との連携強化を図る	*	33

7 二次災害を発生させない		
推進方針	関連計画	ページ
7-1 ため池、蓄積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	*	33
かんがい施設維持管理改修計画に基づき適切な維持管理に努める	*	69
ため池、パイプライン、揚排水機場の適切な維持管理に努める	* ★	69
7-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
長期間放置された人工林を健全な状態で次世代へ引き継ぐため間伐に取り組む	*	29
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	* ★	33
農業資源の適切な保全管理の推進	*	69

*は総合計画に、★は地域防災計画に位置付けているもの。

8 社会・経済活動が迅速な再建・回復ができるよう条件整備する			
関係事務事業（指標）	現在値（H30）	目標値（R6）	所管課
8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
多面的機能支払い交付金事業【再掲】	12 組織	—	農政環境課
かんがい施設維持管理（適切な維持管理）【再掲】	随時	随時	農政環境課
ため池等整備事業（随時管理）【再掲】	随時	随時	建設課
中小企業振興の協力体制（役割と連携体制の検証）【再掲】	未実施	令和6年度	地域振興課
空き店舗等活用促進事業（利活用された空き店舗等数）【再掲】	未実施	12 軒	地域振興課
8-2 人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
災害協定及び関係機関との連携（連携の強化）【再掲】	随時	随時	総務課
8-3 文化財の衰退・喪失			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
指定文化財の保存・管理（保存・管理）	随時	随時	教育課
8-4 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ			
地域防災計画の推進（危機管理体制の充実）【再掲】	随時	随時	総務課
防災資機材や備蓄の確保（点検・修理・補充）	随時	随時	総務課
自主防災組織支援事業（共助の強化）【再掲】	随時	随時	総務課
避難訓練の実施（避難訓練の実施回数）【再掲】	1 回／年	3 回／年	総務課
消防団の充実・強化（団員数の確保）【再掲】	151 人	200 人	総務課
地域コミュニティ活性化事業（地域コミュニティのあり方と体制の見直し）	未実施	体制の見直し	総務課
体育施設の充実（施設利用件数）【再掲】	5,390 件	5,600 件	教育課
青少年の健全育成（青色回転パトロール車の台数）	24 台	25 台	教育課
子ども会事業の活性化（事業への参加者数）	延べ 2,600 人	延べ 2,900 人	教育課
公民館施設の充実（年間利用者数）【再掲】	47,935 人	50,000 人	教育課

8 社会・経済活動が迅速な再建・回復ができるよう条件整備する		
推進方針	関連計画	ページ
8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	*★	33
農業資源の適切な保全管理の推進	*	69
かんがい施設維持管理改修計画に基づき適切な維持管理に努める	*★	69
ため池、パイプライン、揚排水機場の適切な維持管理に努める	*★	69
行政、経済団体、金融機関等が一体となってそれぞれの役割を明確にし、地域経済の発展に取り組む	*	70
空き店舗を活用した事業支援の推進	*	71
8-2 人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	*★	33
平常時から危機管理体制に努め、災害を想定した医療機関や民間事業者との連携強化を図る	*	33
8-3 文化財の衰退・喪失		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	*★	33
文化遺産を後世に伝えるため、指定文化財の保存・管理に努める	*	56
8-4 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ		
強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくため、平常時より危機管理体制の充実に努める	*★	33
災害時の防災資機材の点検・修理・補充を行い、備蓄についても消費期限等に留意しながら保管・管理に努めていきます	*★	33
自助・共助・公助それぞれの役割を明確にし、地域の安全・安心の確保に努める	*	35
避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練を実施	*	35
住民の安全と安心を守る重要な役割を担っている消防団員の適正確保に努める	*	35
地域の特性を活かした魅力ある地域社会の形成の取り組みを支援	*	38
応急処置的な修繕や改修を行い、快適・便利に利用できるよう効率的な施設の運営を進め、利用促進に努める	*	52
青少年の見守り活動や健全育成に取り組む	*	53
子どもの自主性や社会性を育む子どもの体験活動の充実に努める	*	53
公民館活動の活性化を推進	*	54

*は総合計画に、★は地域防災計画に位置付けているもの。

(5) 脆弱性評価の結果

リスクシナリオごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出し、8つの備えるべき目標ごとに整理しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 死傷者を最大限防ぐ	1-1	自然災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生
	1-2	火災や地震等に起因する建築物の倒壊による死傷者の発生
	1-3	河川氾濫に起因する浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	土砂災害による死傷者の発生
最悪の事態	回避に向けた評価結果	
1-1	平常時より広報紙等を通じた災害対策に関する情報提供を行っていく必要があります	
	今後もハザードマップによる必要な情報を町民に周知していく必要があります	
	指定緊急避難場所となっている公園の機能を維持するため、安心して利用できるよう維持管理に努める必要があります	
1-2	町内には、木造住宅を主とした密集地があるため、一人の犠牲者も出さないように、避難路の確保、火災の延焼防止対策、空家対策を促進し、町全体の防災力を高めていく必要があります	
	耐震化ブロック塀倒壊防止対策の必要性について、啓発に取り組んでいく必要があります	
	県の実施する地震による木造戸建て住宅の倒壊を防ぐための補助制度を引き続き、周知・促進していく必要があります	
	町役場庁舎は、本館旧館、議会棟が建築基準法施行令改正による新耐震基準を満たしていないことから、まちの防災拠点として、安全・安心な行政サービスを提供し続けるため建替えが喫緊の課題であり、庁舎等建設基本計画に基づき進めていく必要があります	
	公園、緑地等は、災害時の指定緊急避難場所や応急仮設住宅の宅地用地として重要なオープンスペースであるため、維持管理を適切に行っていく必要があります	
1-3	河川堤防の危険が認められた箇所及早急な応急対策や修復に取り組む必要があります	
1-4	土砂災害警戒区域等及び被害を及ぼすおそれのある個所の把握や周知に努めていく必要があります	
	今後もハザードマップによる必要な情報を町民に周知していく必要があります	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者の健康、避難生活環境を確実に確保する	2-1	医療・福祉機能の麻痺	
	2-2	救助・救急活動の停滞	
	2-3	地域の衛生状態の悪化	
課題	回避に向けた評価結果		
2-1	迅速かつ適切な医療支援のため関係医療機関と連携し、派遣体制等の維持を図る必要があります		
2-2	消防団員の確保に努めるとともに、充実・強化を図る必要があります		
	自主防災組織の活性化を図る必要があります		
2-3	感染症発生の予防及びまん延防止のため、医療機関や関係団体と密な連携を図る必要があります		

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町職員、施設等の被災による行政機能の低下
課題	回避に向けた評価結果		
3 - 1	防災拠点となる公共施設等の個別計画及び管理計画の改訂版を早急に策定する必要があります		
	町強靱化計画及び町防災計画等の継続的な見直しや同計画に基づく訓練等を実施していく必要があります		
	罹災証明書の迅速な発行を行うため、広域による研修会に積極的に参加し、迅速に行えるよう努める必要があります		
	学校施設は、非常時には、地域住民の避難所としての役割も担っていますが、今後人口減少に伴い、小中学校のあり方を検討していく中でも、その重要性は極めて大きなものであるため、地域住民と協議を進めながら方向性について検討していく必要があります		
	自治区からの要請を踏まえ、災害対策本部の訓練を行うとともに、防災計画やマニュアル等を随時見直す必要があります		

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信の麻痺・長期停止による災害・防災情報の伝達不能
課題	回避に向けた評価結果		
4-1	災害の状況を迅速かつ正確に把握し、さまざまなツールを通じて情報提供に努めていく必要があります		
	平常時に災害に備える心得の周知・啓発に努めていく必要があります		
	防災メールまもるくんや町公式LINEの登録者数拡大に向け、広報紙等による周知を図っていく必要があります		

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5	ライフラインの確保と交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期の復旧を図る	5-1	電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止
		5-2	上・下水道等の長期間にわたる供給・機能停止
		5-3	交通インフラの長期にわたる機能停止
課題	回避に向けた評価結果		
5-1	再生エネルギーと蓄電設備の組み合わせや非常用電源の導入等も検討し、電気等のエネルギーの供給の停止時にも行政機能や避難施設等に影響がないように取り組む必要があります		
5-2	上水道の供給停止や使用停止を平常時より想定し、家庭における備蓄等についても啓発を行っていく必要があります		
	公共下水道において、災害の危機に陥った際に、下水道機能が中断しても可能な限り短時間で再開が可能となるよう下水道BCPに基づく訓練や実効性を高めていく必要があります		
5-3	災害時における地域交通網を確保するため、安全・安心を確保するための道路整備の維持・補修を行う必要があります		
	道路・橋梁長寿命化修繕計画により、補修・架け替え等を行い、必要に応じて計画の見直しを行っていく必要があります（跨道橋についても同様）		

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
6	経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	農業、企業の生産力が低下する事態
		6-2	食料等の安定供給の停滞
課題	回避に向けた評価結果		
6-1	農地の被害防止、軽減を図るため、排水設備等の維持管理に努めていく必要があります		
	町商工会等と連携し、被災時には支援メニュー等を活用し、早急な復旧に向けて支援していく必要があります		
	農業生産力の維持・安全のため、関係機関と連携し、早急な復旧に向けて支援していく必要があります		
6-2	備蓄物資を供給するため、適切な管理を行うとともに目標物資を確保していく必要があります		
	物資の供給などに関する協定の提携先の拡大を図る必要があります		

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
7	二次災害を発生させない	7-1	ため池、蓄積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
課題	回避に向けた評価結果		
7-1	施設の計画的な老朽化対策等を進めるとともに、維持管理に努めていく必要があります		
	堰、水門、排水設備等の施設管理者による維持管理の徹底に取り組む必要があります		
7-2	森林の有する多面的機能の維持・向上を推進するために、森林の荒廃を未然防止する必要があります。		

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
8	社会・経済活動が迅速な再建・回復ができるよう条件整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-3	文化財の衰退・喪失
		8-4	地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ
課題	回避に向けた評価結果		
8-1	鞍手町災害廃棄物処理計画に基づき、迅速な復旧を図るため実効性の向上に努めていく必要があります		
8-2	復旧に携わる職員の不足が予測されることから、研修への参加を積極的に行っていく必要があります		
8-3	平常時より文化財の点検等を定期的に行い、災害時に喪失しない体制に努めていく必要があります		
8-4	自主防災組織を活用したコミュニティの構築に取り組む必要があります		

(6) 事務事業との整理対照表

No.	総合計画基本施策No.	後期基本計画事務事業No.	事務事業	死傷者を最大限防ぐ				救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者の健康、避難生活環境を確実に間帆する		
				1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3
				因が自然 する十分 死災害 傷で害 者のに 発生い こと に 起 る 認 識	死傷者の発生 る火災や地震等に起因する る建造物の倒壊による	水による死傷者の発生 河川氾濫に起因する浸	土砂災害による死傷者の発生	医療・福祉機能の麻痺	救助・救急活動の停滞	地域の衛生状態の悪化
1	1	3	持続可能な地域公共交通体系の見直し							
2		4	公共施設マネジメントの推進		●					
3		5	庁舎等建設事業		●					
4	2	6	庁舎等建設事業		●					
5		1	道路舗装維持管理計画							
6		2	橋梁の計画的な点検							
7		3	主要幹線道路4路線の整備							
8		4	六田川改修事業			●				
9		5	交通安全施設等整備事業							
10	3	6	快適に利用できる公園の維持管理	●						
11		1	安全・安心な上水道の供給							●
12		2	水道施設の維持管理							●
13		3	上水道の安定供給のための広域化							●
14		4	汚水処理人口普及率の促進							●
15		5	小型浄化槽設置の普及・促進							●
16	4	6	衛生センターのあり方							●
17		6	荒廃森林整備事業							
18		3	空家バンクの活用		●					
19	5	4	特定空家対策事業		●					
20		5	町営住宅等維持補修事業		●					
21		1	地域防災計画の推進	●	●	●	●	●	●	●
22	6	2	災害協定及び関係機関との連携					●		
23		3	防災資機材や備蓄の確保							
24		4	自主防災組織支援事業	●					●	
25		5	避難訓練の実施	●					●	
26		6	消防団の充実・強化						●	
27		7	防災行政用無線等を活用した情報発信							
28		11	地域コミュニティ活性化事業							

行政機能は確保する	情報・通信機能は確保する	ライフラインネットワークを最小限の復旧に早期に回復を図る	ライフラインネットワークを最小限の復旧に早期に回復を図る	確保の被害と被害を回避する	経済活動に機能不全を陥らせない	経済活動に機能不全を陥らせない	二次災害を生じさせない	二次災害を生じさせない	社会・経済活動が迅速な再建・回復ができるよう条件整備する	社会・経済活動が迅速な再建・回復ができるよう条件整備する	社会・経済活動が迅速な再建・回復ができるよう条件整備する	社会・経済活動が迅速な再建・回復ができるよう条件整備する
3-1	4-1	5-1	5-2	5-3	6-1	6-2	7-1	7-2	8-1	8-2	8-3	8-4
町職員、施設等の被災による行政機能の低下	情報・通信の麻痺・長期停止による災害・防災情報の伝達不能	電気・ガス等のエネルギー供給の長期にわたる停止	上・下水道等の長期にわたる供給停止	交通インフラの長期にわたる機能停止	農業、企業の生産力の低下	食料等の安定供給の停滞	ため池、蓄積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	復興の大幅な遅れ	文化財の衰退・喪失	地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ
				●								
●	●	●										
●	●	●										
				●								
				●								
				●								
				●								
				●								
			●									
			●									
			●									
●			●									
								●				
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		●				●				●		
												●
●												●
												●
●	●	●										●
	●											
												●

No.	基本 施策 No.	事務 事業 No.	事務事業	死傷者を最大限防ぐ				救助・救急、医療活動が迅速に行われ、被災者の健康、避難生活環境を確実に間帆する		
				1-1	1-2	1-3	1-4	2-1	2-2	2-3
				自然災害に関する認識が十分でないことに寄与する死傷者の発生	火災や地震等に寄与する建築物の倒壊による死傷者の発生	生浸水による死傷者の発生	河川はん濫に起因する死傷者の発生	土砂災害による死傷者の発生	医療・福祉機能の麻痺	救助・救急活動の停滞
28	7	9	子育て支援事業					●		
29		10	子育てサポート事業					●		
30	8	1	小学校のあり方							
31		2	給食センターのあり方							
32	9	1	体育施設の充実							
33		3	青少年の健全育成							
34		4	子ども会事業の活性化							
35		7	公民館施設の充実							
36	10	3	指定文化財の保存・管理							
37	12	1	高齢者の健康づくり（介護予防との一体化）事業					●		
38		2	重症化予防事業					●		
39		3	地域包括支援センターの充実					●		
40		5	情報提供の充実							
41	14	1	多面的機能支払交付金事業							
42		3	かんがい施設維持管理							
43		4	ため池等整備事業							
44	15	1	中小企業振興の協力体制							
45		9	空き店舗等活用促進事業		●					
46	17	1	地域の実情に応じたSociety5.0の推進							
47		2	情報発信の強化	●						
48	地域 防災 計画	ー	ハザードマップの作成	●			●			
49		ー	防災知識等の普及	●						
50		ー	ブロック塀・石垣の安全化	●						
51		ー	土砂災害予防対策				●			
52		ー	下水道施設の耐震確保							●
53		ー	防災知識の日常化と防災教育							

機能確保 行政は保		通信機能 情報は保		通能保 通能保		社会・経済活動が迅速な再建・回復ができるよう条件整備する		二次災害を発生させない		機能を確保する		経済活動に陥らせない		被害と被害も保つておく		確保の図る		インフラの留め		ライフラインの早期復旧		電気・ガス等のエネルギーの長期にわたる供給停止		上・下水道等の長期間にわたる供給停止		交通インフラの長期にわたる機能停止		農業、企業の生産力の低下		食料等の安定供給の停滞		ため池、蓄積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生		農地・森林等の荒廃による被害の拡大		災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ		人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ		文化財の衰退・喪失		地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の大幅な遅れ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3-1	4-1	5-1	5-2	5-3	6-1	6-2	7-1	7-2	8-1	8-2	8-3	8-4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

第 5 次鞍手町総合計画後期基本計画

令和 2 年 5 月

第 5 章鞍手町国土強靱化地域計画

令和 2 年 11 月

編集・発行 鞍手町

〒807-1392

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山 3705 番地

TEL 0949-42-2111 FAX 0949-42-5693

町公式 HP <http://www.town.kurate.lg.jp>

町公式 FB <http://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

町公式 LINE @kurate

「ふっ」と笑顔になる。
「て」を伸ばせば望みに届く。
探せば「ふく」も見つかる。
ふつくらくらて。



【ふっくら くらて】 [名詞]

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、パシヨについて、
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。